

足立区立大谷田小学校 P T A 個人情報取扱規約

(平成30年4月21日総会議決)

(目的)

- 第1条 この個人情報取扱規約は、大谷田小学校父母の会（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第3条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(個人情報の取得)

- 第4条 本会が取り扱う個人情報とは、会員から同意を得てP T A会長が書面により、提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

- 第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての項目について、同意を取り消すことができる。

- 2 本会は前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることとでこれに替える。

(利用目的)

- 第6条 本会は取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 会員名簿および地図の作成
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管理)

第7条 個人情報は本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の促進に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(開示、訂正)

第9条 個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。